

公益財団法人宮崎文化振興協会常勤役員への特別な任務に対する 報酬の支払に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎文化振興協会評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第7項の規定に基づき、常勤役員へ特別な任務を委嘱した場合に支給する報酬（以下、報酬という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別な任務とは、宮崎市から受託した事業「みやざきジュニアサイエンスアカデミー実施事業業務委託」における特定の業務をいう。
- (2) 特別な任務を委嘱する常勤役員は、専務理事とする。

(特定の業務の内容)

第3条 特定の業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業における公益財団法人宮崎文化振興協会処務規程第8条別表2専務理事、事務局長、館長の専決事項に関すること
- (2) 事業全体の企画、推進、及び運営に関すること
- (3) 事業に係る協会内の人員確保及び調整に関すること
- (4) 事業におけるリスク管理に関すること
- (5) 事業の事後処理及び評価に関すること

(特別な任務の委嘱期間)

第4条 特別な任務の委嘱期間は令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

(報酬の額)

第5条 報酬は、100,000円とする。

(報酬の支給)

第6条 報酬は、令和8年3月末に支給する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。